

## かながわ国際ファンクラブ「サポート会員からのお知らせ」運営要領

かながわ国際ファンクラブ「サポート会員からのお知らせ」の運営にあたり、必要な事項を定める。

(目的)

### 第1条

かながわ国際ファンクラブ「サポート会員からのお知らせ」(以下「お知らせ」という。)は、かながわ国際ファンクラブ会員(以下「会員」という。)の「働きたい(就職支援)」、「住みたい(生活支援)」、「つながりたい(交流支援)」のために、かながわ国際ファンクラブサポート会員(以下「サポート会員」という。)のサポート情報を発信することを目的として設置する。

(管理)

### 第2条

「お知らせ」は、かながわ国際ファンクラブ事務局(神奈川県県民局くらし文化部国際課(以下「県国際課」という。))が設置し、管理運営を行う。

(掲載する情報の取り扱い)

### 第3条

「お知らせ」に掲載する情報は、会員のために県国際課が必要と認めた情報とし、掲載を希望するサポート会員はポータルサイト「かながわ国際ファンクラブ」により投稿することができる。なお、サポート会員から投稿された情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として掲載は行わないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する虞れがある場合
- (2) 参加者に過大な負担を強いる虞れがある場合
- (3) 事業の目的又は内容が不明確な場合
- (4) 特定の政党又は政治団体、特定の宗教・宗派又は教団、もしくは特定の団体・企業の利益又は宣伝となる虞れがある場合
- (5) 営利を目的とする虞れがある場合
- (6) その他適当でないと認める場合

2 掲載された情報については、神奈川県が推薦、推奨等をする扱いとはしない。また、掲載する内容の責任については、サポート会員に帰するものとする。

(情報の投稿方法)

### 第4条

「お知らせ」への情報掲載を希望するサポート会員は、ポータルサイト「かながわ国際ファンクラブ」のフォームメール「サポート内容投稿フォーム」により、県国際課に投稿するものとする。

(情報の確認及び掲載)

### 第5条

県国際課は、投稿があった場合、その内容を審査し、掲載可能と認められる場合は、別紙様式により情報掲載を確認するものとし、投稿の基本情報をサイトに登録する。

- 2 県国際課は、審査において必要な範囲内で、投稿者に追加資料等を求めることがある。
- 3 投稿者が個人の場合、個人が特定される虞れのある情報は原則としてサイトに掲載しない。

(情報掲載内容の変更、登録の廃止)

## 第6条

サポート会員は、情報登録内容に変更があった場合、速やかに県国際課に連絡するものとする。県国際課は、内容が適切と認められる場合、登録情報の修正または削除を行う。

(登録にかかる費用)

## 第7条

「お知らせ」への情報掲載、利用は、無料とする。

(その他)

## 第8条

その他、県国際課は、「お知らせ」を運営するにあたり、必要な事項を定めることができるものとする。

## 附則

この規約は、平成24年11月26日から施行する。